

令和8年度(2026年度)熊本県農薬危害防止運動の概要について

1 趣旨

「令和8年度(2026年度)熊本県農薬危害防止運動実施要綱」に基づき、農薬の散布や保管管理中の事故防止、住宅地等での農薬使用における周辺環境への悪影響の防止、及び農薬適正使用及び適正販売の一層の徹底を図るため、農薬危害防止運動を実施する。

2 実施期間

令和8年(2026年)6月1日から8月31日まで

3 運動のテーマ及び重点指導項目

(1) 運動のテーマ

「使用前、周囲よく見て ラベル見て」

(2) 重点指導事項

- ① 農薬ラベルによる使用方法の確認
- ② 土壌くん蒸剤使用時の適切な取扱い
- ③ 住宅地等で農薬を使用する際の周辺への配慮及び飛散防止対策
- ④ 誤飲・誤食、盗難防止に向けた適切な保管・管理

4 実施事項

(1) 農薬及びその取扱いに関する正しい知識の普及啓発

- ① 広報誌等による普及啓発
- ② 啓発資料の配布や情報発信、講習会等を通じた普及啓発
- ③ 指導・周知が行き届きにくい農薬使用者への普及啓発
- ④ 医療機関等に対する農薬中毒事故発生時の対応についての情報提供

(2) 農薬による事故を防止するための指導

- ① 農薬使用者、農薬販売者等の関係者への指導等
- ② 農薬の保管・管理及び適正処理に関する指導
- ③ 農薬使用者の健康管理
- ④ 事故情報の把握

(3) 農薬の適正使用等についての指導

- ① 農薬使用基準の遵守及び使用履歴の記帳の徹底
- ② 販売及び使用が禁止されている農薬の取扱いに関する指導
- ③ 無登録農薬の疑いがある資材の使用に関する指導

(4) 農薬の適正販売についての指導

- ① 農薬販売者に対する指導
- ② 農薬販売者への立入検査等による指導

- ③ 販売禁止農薬の自主回収への協力に関する指導
- ④ 無登録農薬の疑いがある資材の販売に関する指導
- ⑤ インターネットを利用した農薬の販売に対する指導
- ⑥ 農薬として使用できない除草剤の販売に対する指導

(5) 有用生物や水質への影響低減のための関係者の連携

- ① 蜜蜂の危害防止対策
- ② 水域の生活環境動植物の被害及び水質汚染防止対策